

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和4年5月26日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民健康保険に関する事務
事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付を要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。 保険給付の支給。 保険医療機関等への一部負担金に係る措置。 保険給付の一時差止め。 保険料の賦課・徴収。 和歌山県国民健康保険団体連合会への医療機関等の請求オンライン処理。 和歌山県国民健康保険団体連合会からの各種帳票のオンライン受信。</p>
システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約システム)」という。) 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第11項 別表第一16,30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	市民福祉部国保年金課
所属長の役職名	市民福祉部国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所 市民福祉部国保年金課国民健康保険係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5530

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] < 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>事務の概要 国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付を要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。 保険給付の支給。 保険医療機関等への一部負担金に係る措置。 保険給付の一時差止め。 保険料の賦課・徴収。 和歌山県国民健康保険団体連合会への医療機関等の請求オンライン処理。(1) 和歌山県国民健康保険団体連合会からの各種帳票のオンライン受信。(2)</p>	<p>事務の概要 国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付を要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。 保険給付の支給。 保険医療機関等への一部負担金に係る措置。 保険給付の一時差止め。 保険料の賦課・徴収。</p> <p>平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととなる。このため、平成28年度から必要となる準備を開始し、平成30年度から本番運用を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>システムの名称 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム(1)、電子帳票システム(2)</p>	<p>システムの名称 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約システム)」という。) 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	
平成28年10月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,120の項</p>	<p>法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,97,106,120の項</p>	事後	
平成29年10月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,97,106,120の項</p>	<p>法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119の項</p>	事後	
平成30年5月11日	5. 評価実施機関における担当部署	所属長 市民福祉部国保年金課長 野村 武生	所属長 市民福祉部国保年金課長 田淵 耕一	事後	
平成31年3月15日	リスク分析		新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年6月19日	5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	市民福祉部国保年金課長 田淵 耕一	市民福祉部国保年金課長	事後	
令和2年6月19日	リスク対策 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付を要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。</p> <p>被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。</p> <p>保険給付の支給。</p> <p>保険医療機関等への一部負担金に係る措置。</p> <p>保険給付の一時差止め。</p> <p>保険料の賦課・徴収。</p> <p>和歌山県国民健康保険団体連合会への医療機関等の請求オンライン処理。(1)</p> <p>和歌山県国民健康保険団体連合会からの各種帳票のオンライン受信。(2)</p> <p>平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととなる。このため、平成28年度から必要となる準備を開始し、平成30年度から本番運用を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付を要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。</p> <p>被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。</p> <p>保険給付の支給。</p> <p>保険医療機関等への一部負担金に係る措置。</p> <p>保険給付の一時差止め。</p> <p>保険料の賦課・徴収。</p> <p>和歌山県国民健康保険団体連合会への医療機関等の請求オンライン処理。</p> <p>和歌山県国民健康保険団体連合会からの各種帳票のオンライン受信。</p>	事後	
令和2年6月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約システム)」という。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約システム)」という。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事後	

